

は し が き

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展等の環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しする等、時代の要請に対応した知的財産制度の見直しが必要とされています。

今般の改正では、デジタル技術の活用により、特にスタートアップ・中小企業の事業活動が多様化していること等に対応するため、ブランド・デザイン等の保護強化、コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備等の観点から、産業財産権制度の見直しを行いました。

今般の特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正は、不正競争防止法の改正と関連の深いものであることから、これらの法律を併せて改正することとされ、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」として令和5年3月10日に第211回通常国会に提出されました。同法案は、国会での審議を経て同年6月7日に成立し、6月14日に令和5年法律第51号として公布されています。

本書は、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会、意匠制度小委員会、商標制度小委員会及び財政点検小委員会における審議、立案過程における議論等を踏まえ、改正の趣旨、内容、ポイントを平易に解説したものです。

本改正作業に際しては、特許庁政策推進懇談会の座長である高部眞規子 西村あさひ法律事務所弁護士、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会の委員長である玉井克哉 東京大学先端科学技術研究センター教授・

信州大学経法学部教授、同分科会意匠制度小委員会・商標制度小委員会の委員長である田村善之 東京大学大学院法学政治学研究科教授、同分科会財政点検小委員会の委員長である小林麻理 早稲田大学政治経済学術院教授を始めとする各委員及び特許庁内外の多数の方々から、多大な御指導、御助言をいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第です。

本書が、新制度について多くの方々に理解され、その運用がより円滑になされることの一助になれば幸いです。

令和6年2月

特許庁 前制度審議室長
松 本 将 明